

公共随契による売払結果一覧表(令和5年11月契約分)

(土地)

整理番号	所在地	登記地目	面積(平方メートル)	契約年月日	契約金額(円)	契約相手方名	法人番号	用途	減額売払の有無	借地権の有無	価格形成上の減価要因	都市計画区域	用途地域	建蔽率/容積率(パーセント)	備考
1	埼玉県入間市大字黒須字下原1373-14外1筆	宅地	101.38	R5.11.21	4,835,826	入間市	4000020112259	道路用地				市街化調整区域	指定なし	50/100	
2	東京都青梅市河辺町7-2-3	宅地	699.12	R5.11.13	14,000,000	学校法人久山学園	6013105001138	認定こども園敷地	○	○		市街化区域	一種中高	60/200	
3	神奈川県厚木市金田字新御嶽下1666-8外2筆	雑種地	43.30	R5.11.27	3,767,100	厚木市	5000020142123	道路構造物用地				市街化区域	工業専用	60/200	
4	山梨県南巨摩郡富士川町高下字北川1167-5	田	2.58	R5.11.8	4,644	山梨県	8000020190004	用排水路用地				都市計画区域及び準都市計画区域外	指定なし	指定なし	

- 本一覧表は、公共随契により売払いをした物件について一件別に記載しております。
- 減額売払の有無は、法令の規定に基づき減額売払いを行った場合に「○」を記載しております。
- 借地権の有無は、売却した物件に借地権が設定されていた場合に「○」を記載しております。
- 契約金額(円)は、見積り合せにより落札された金額、又は見積り合せにより落札されなかった場合は「不調」と記載、5回の見積り合せを行わず途中で見積り合せを取下げされた場合は、「取下げ」と記載しております。
- 価格形成上の減価要因は、次に掲げる場合に要因を記載しております。なお、複数の減価要因がある場合には、主たる要因を記載しております。
 - ・ 予定価格の算定に当たり、建物解体撤去を減価要因とした場合
 - ・ 予定価格の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況を減価要因とした場合
- 用途地域名については、次のとおり省略しています。

第一種低層住居専用地域・・・一種低層	第一種住居地域・・・一種住居	商業地域・・・商業	用途地域の指定がないもの・・・指定なし
第二種低層住居専用地域・・・二種低層	第二種住居地域・・・二種住居	準工業地域・・・準工業	
第一種中高層住居専用地域・・・一種中高	準住居地域・・・準住居	工業地域・・・工業	
第二種中高層住居専用地域・・・二種中高	近隣商業地域・・・近隣商業	工業専用地域・・・工業専用	

公共随契による貸付結果一覧表(令和5年11月契約分)

整理番号	所在地	登記地目	面積(平方メートル)	契約年月日	年額貸付料(円)	契約期間	契約相手方名	法人番号	用途	減額貸付の有無	定期借地権の設定の有無	価格形成上の減価要因	都市計画区域	用途地域	建蔽率/容積率(パーセント)	備考
1	埼玉県入間市大字黒須字下原1374-8外2筆	宅地 公衆用 道路	201.00	R5.11.21	-	R5.11.21~ R10.11.20	入間市	4000020112259	道路用地				市街化調整区域	指定なし	50/100	無償貸付
2	東京都北区王子本町3-5-41先	未登記	3.25	R5.11.24	-	R5.11.24~ R10.11.23	北区	8000020131172	道路用地				市街化区域	近隣商業	80/400	無償貸付
3	神奈川県横浜市旭区上川井町3421外58筆	雑種地 山林 畑 未登記	471,054.70	R5.11.8	-	R5.11.8~ R11.3.31	公益社団法人 2027年 国際園芸博覧 会協会	3020005015278	博覧会会場				市街化調整区域	指定なし	50/80	無償貸付
4	栃木県塩谷郡高根沢町大字花岡字石原山1434-1	雑種地	56.05	R5.11.1	6,065	R5.11.1~ R7.3.31	栃木県	5000020090000	迂回路用地				市街化調整区域	指定なし	60/200	

- 本一覧表は、公共随契により貸付けをした物件について一件別に記載しております。
- 減額貸付の有無は、法令の規定に基づき減額貸付けを行った場合に「○」を記載しております。
- 年額貸付料について、貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料を記載、又は見積り合せにより落札されなかった場合は「不調」と記載、5回の見積り合せを行わず途中で見積り合せを取下げされた場合は、「取下げ」と記載しております。
- 定期借地権の設定の有無について、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。）を設定している場合に「○」を記載しております。
- 価格形成上の減価要因は、以下に掲げる場合に要因を記載しております。なお、複数の減価要因がある場合には、主たる要因を記載しております。
 - ・ 予定価格の算定に当たり、建物解体撤去を減価要因とした場合
 - ・ 予定価格の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況を減価要因とした場合
- 用途地域名については、次のとおり省略しています。

第一種低層住居専用地域・・・一種低層	第一種住居地域・・・一種住居	商業地域・・・商業	用途地域の指定がないもの・・・指定なし
第二種低層住居専用地域・・・二種低層	第二種住居地域・・・二種住居	準工業地域・・・準工業	
第一種中高層住居専用地域・・・一種中高	準住居地域・・・準住居	工業地域・・・工業	
第二種中高層住居専用地域・・・二種中高	近隣商業地域・・・近隣商業	工業専用地域・・・工業専用	